



このページで提供している情報

- [渡航規制について](#)
 - [オーストラリアの渡航規制の適用除外措置申請についての最新情報](#)
 - [適用除外対象カテゴリー](#)
 - [個別に認められる適用除外措置](#)
 - [渡航の理由となる酌量すべき事情や、やむを得ない事情](#)
 - [適用除外措置のオンライン申請](#)

渡航規制について

オーストラリアは、オーストラリアのコミュニティにおける健康を守るために、厳しい国境保護策を取っています。現在、オーストラリアを発着する航空便はごくわずかに限られており、渡航希望者は現在の状況下では渡航できない可能性があります。渡航規制は変更される可能性があります。こまめに最新の情報を確認するようにしてください。詳細は、[National Cabinet \[国家内閣\] の報道向け声明](#)で確認してください。

オーストラリア国籍者を含む、オーストラリアに到着するすべての渡航者は、到着港・到着空港の所在地にあるホテルなどの指定施設で 14 日間自己隔離をしなければなりません。詳細は、[Coronavirus \(COVID-19\) advice for travellers \[新型コロナウイルス \(COVID-19\) に関する渡航者向けアドバイス\]](#)を確認してください。なお、自己隔離にかかる費用については、自己負担することを要求される可能性があります。自己隔離義務についての詳細は、当該の[各州・準州の保健管轄省](#)にお問い合わせください。

オーストラリアへの入国を認められているのは、現行の渡航規制の適用除外対象カテゴリーに該当する方、もしくは個別に除外措置を認められた方に限られています。

オーストラリアの渡航規制の適用除外措置申請についての最新情報

当省は、専用に開発されたサービス提供プラットフォームの導入により、渡航規制の適用除外措置の申請提出および提出された申請の審査状況の確認を、より簡便に行えるようにしています。新しく導入された渡航規制適用除外措置ポータルでは、つぎのような様々な利便性がもたらされています：

- 利用者にとって使いやすい機能性
- 提出された申請を受理したという即時通知
- 申請の根拠となる文書の添付送信や更新が簡単に
- グループや家族での申請のリンク付けが可能に
- 提出した申請の審査状況の確認が可能に
- 申請に対する判断が下された際に、即時通知を送信

新ポータルからの申請が可能になった 2020 年 7 月 17 日金曜日よりも前に申請を提出された方については、当省が 2020 年 7 月 31 日金曜日 午後 5 時（豪州東部標準時）までに申請の最終的な判断を下します。2020 年 7 月 17 日より前に申請を提出したにもかかわらず当省から連絡を受けなかった方は、新たにもう一度申請を提出してください。当省から申請についてご連絡いたします。

[渡航規制の適用除外措置を申請する](#)

適用除外対象カテゴリー

以下に該当する方は、自動的に渡航規制の適用から除外され、（個別の適用除外措置を受けることなく）オーストラリアに入国することができます：

- [オーストラリア国籍者](#)
- [オーストラリア永住者](#)
- [オーストラリア国籍者または永住者の近親者](#)
- [普段オーストラリアに居住しているニュージーランド国籍者](#) およびその近親者
- オーストラリアに赴任している外交官（サブクラス 995 ビザを保有していること）
- [オーストラリアを経由地として 72 時間以内に乗り継ぎをする渡航者](#)
- [航空会社の乗務員](#)
- 水先案内人を含む船舶乗務員
- 政府が認定している Seasonal Worker [季節労働者] プログラムまたは Pacific Labour [太平洋諸国労働者] スキームに基づき採用された者

適用除外対象カテゴリーに該当する方は、渡航の際に自らが上記のカテゴリーのひとつに該当することを証明する書類等を携帯していなければなりません。また、追加の証明書類等を求められる場合もあります。

個別に認められる適用除外措置

オーストラリア国境警備局長は、つぎのような方を対象に、渡航規制の適用除外措置を個別に認めることがあります：

- 非オーストラリア国籍者で、オーストラリア連邦政府当局または州・準州政府当局の招聘により COVID-19 対応への支援目的で渡航する方
- 航空機による救急搬送や医療上の救助搬送、重要な医療物資の供給を含む、重要または専門医療サービスを提供している方
- 非オーストラリア国籍者で、[重要スキル](#)を有している方またはオーストラリアで重要産業に従事している方
- その入国が国益に資するような非オーストラリア国籍者で、オーストラリア政府当局または州・準州政府当局に支援されている方
- 地位協定や Commonwealth Armed Forces [英連邦王国に属する国の軍]、Asia Pacific Forces [特定のアジア太平洋諸国の軍]、軍隊地位協定の一環をなす方たちを含む軍人
- 酌量すべき事情や、やむを得ない事情を理由とする渡航をする方

ビザの発給と、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置の承認は、渡航前に受けていなければなりません。適用除外措置はオンラインで申請することができますが、自らの申請の根拠となる適切な証明書類等を提供する必要があります。十分な証明書類等が提供されなかった場合、当該申請はそれ以上の審査・検討を行われることなく最終的な判断を下される可能性があります。書類はすべて、正式に英訳されたものでなければなりません。

渡航規制の適用除外措置の申請は、早くとも予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の2週間前までに行わなければなりません。

申請には、つぎのものが含まれていなければなりません：

- 渡航者の詳細情報：氏名、生年月日、ビザの種類とビザ番号、パスポート番号

- オーストラリア国内における予定されている住所と電話番号
- 入国目的：申請者がなぜ適用除外措置を受けるべきなのかという理由
- 根拠を示す供述書：申請者がどのようにして適用除外措置を認められるべき理由や条件を満たしているのかを述べたもの
- 根拠を示す証明書類等

適用除外を認められなかった場合はオーストラリアへのフライトに搭乗することが許可されませんので、予定している渡航の準備・手配はそれ以上進めないでください。適用除外を認められた場合は、当局によるその判断を証明する書類を空港までお持ちください。

渡航の理由となる酌量すべき事情や、やむを得ない事情

オーストラリア国境警備局長は、酌量すべき事情や、やむを得ない事情を理由とする渡航を希望する方に、渡航規制の適用除外措置を認める場合があります。酌量すべき事情や、やむを得ない事情とは、近い家族・親族の死もしくは重篤な疾患のために渡航する必要がある場合を含みますが、これに限定されるものではありません。

ビザの発給と、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置の承認は、渡航前に受けていなければなりません。適用除外措置はオンラインで申請することができますが、自らの申請の根拠となる適切な証明書類等を提供する必要があります。十分な証明書類等が提供されなかった場合、当該申請はそれ以上の審査・検討を行われることなく最終的な判断を下される可能性があります。書類はすべて、正式に英訳されたものでなければなりません。

渡航規制の適用除外措置の申請は、可能であれば、早くても予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の2週間前までに行うようにしてください。 近い家族・親族の死もしくは重篤な疾患のために渡航する方は、渡航予定から2週間以内のタイミングでの申請も認められており、当省はそうした方からの申請に優先的に対応します。

適用除外を認められなかった場合はオーストラリアへのフライトに搭乗することが許可されませんので、予定している渡航の準備・手配はそれ以上進めないでください。適用除外を認められた場合は、当局によるその判断を証明する書類を空港までお持ちください。

適用除外措置のオンライン申請

渡航規制の適用除外措置の申請は、早くても予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の2週間前までに行わなければなりません。

適用除外措置の申請手続きを完了するためには、その時点で既にビザを取得・保有したうえで、自らの申請の根拠となる情報や文書を提出するようにしてください。十分な証明書類等が提供されなかった場合、当該申請はそれ以上の審査・検討を行われることなく最終的な判断を下される可能性があります。証拠書類等には、つぎのようなものが含まれます：

- 身分証明書
- 有効なビザを保有していることを証明する書類等
- 旅程
- 婚姻証明書、出生証明書、死亡証明書
- 交際関係や居住の事実を証明する書類等（例：シェア／共同での賃貸契約書や共同名義の銀行口座など）
- 渡航が必要な理由を示す、医師もしくは病院からの書簡
- 渡航が必要な理由を示す、雇用主からの書簡
- 申請者のスキルがなぜ重要なかを伝える、事業または政府機関からの補足説明書簡
- 申請者の主張の支えとなる [Statutory Declaration \[宣誓供述書\]](#)

ひとりの渡航者のために複数の申請を提出しないでください。その場合、審査されるのは一番最後に提出された申請のみです。

現在の状況下では、渡航規制の適用除外措置を受けることは、オーストラリアへのフライトを確保できることを保証するものではありません。

[渡航規制の適用除外措置を申請する](#)